

厚岸町条例第4号

厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成元年厚岸町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条中「3パーセント」の次に「以内で規則で定める率」を加える。

第17条第1項中「又は半年賦」を「、半年賦又は月賦」に改める。

第18条第1項中「、連帯保証人を1名たて」を削り、同条第2項中「保証人の」を「保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第21条中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の厚岸町災害弔慰金の支給等に関する条例第16条及び第18条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯

主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。